

令和3年度長野市障害福祉サービス等情報公表制度実施要項

第1 目的

この要項は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号、以下「障害者総合支援法」という。）第76条の3に規定する情報公表対象サービス等情報及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の18に規定する情報公表対象支援情報（以下、「障害福祉サービス等情報」という。）の報告及び公表について、必要な事項を定める。

第2 基準日

令和3年4月1日

第3 実施期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

第4 障害福祉サービス等情報の公表を行う指定障害福祉サービス等の種類等

1 障害福祉サービス等情報の公表を行う指定障害福祉サービス等

(1) 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）

指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助

(2) 指定地域相談支援

指定地域移行支援及び指定地域定着支援

(3) 指定計画相談支援

(4) 指定通所支援（共生型通所支援を含む。）

指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

(5) 指定障害児相談支援

2 対象事業者

障害者総合支援法第76条の3第1項及び児童福祉法第33条の18第1項に規定する対象事業者（以下「事業者」という。）とする。具体的には、前項に掲げる指定障害福祉サービス等を提供する事業者のうち、次のいずれかに該当する事業者とする。

- (1) 障害者総合支援法第76条の3第1項及び障害者総合支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第65条の9の6並びに児童福祉法第33条の18第1項及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の30の2の規定により、災害その他市長に対し情報公表対象サービス等の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除き、基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者

- (2) 基準日以降、市長の指定を受け、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者

第5 報告の実施

1 事業者から市長への報告事項

- (1) 基準日より前に、サービス提供実績のある事業者については、障害者総合支援法施行規則第65条の9の8及び児童福祉法施行規則第36条の30の4の規定に基づき、別添1基本情報及び別添2運営情報を報告する。
- (2) 基準日以降に、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、別添1基本情報を報告する。

2 報告の方法

事業者は前項に掲げる項目を、原則として、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」（以下「公表システム」という。）を通じて市長に報告することとする。ただし、公表システムを通じて報告できないやむを得ない事情がある場合については、文書等による報告も可能とする。

3 報告の開始日

- (1) 基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者
令和3年5月1日
- (2) 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者
指定障害福祉サービス事業者の指定を受けた日

4 報告の期限

- (1) 基準日より前に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者
令和3年7月31日
- (2) 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者
指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた日から1か月以内

第6 公表の時期

- 1 基準日より前に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者
報告後2か月以内
- 2 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者
報告後1か月以内

第7 公表情報の更新の取扱い

公表されている情報（以下「公表情報」という。）の更新について、市長は年1回定期的に事業者に報告を求めるものとするが、法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページ及びメールアドレスについては、指定障害福祉サービス等事業所の情報として重要な事項であるため、事業者は、当該事項について修正又は変更のあったときに、公表システムを通じて市長に報告を行うものとする。

第8 是正命令を受けた事業者に係る障害福祉サービス等情報の取扱い

事業者は、市長から、障害者総合支援法第76条の3第4項及び児童福祉法第33条の18第4項の規定に基づく報告、報告内容の是正又は調査を命じられた場合は、障害福祉サービス等情報について、市長の指示により、報告、報告内容の是正をし、又は調査を受けるものとする。

第9 調査の実施

1 調査の目的

障害者総合支援法第76条の3第3項及び児童福祉法第33条の18第3項の規定による調査は、利用者保護等の観点から、市長が事業者から報告された障害福祉サービス等情報の根拠となる事実を確認するために行うものである。

2 調査の実施時期

事業者から報告された障害福祉サービス等情報の内容に係る調査は、次の場合に行う。

- ・報告された内容に虚偽が疑われるとき
- ・公表内容について、利用者から苦情等があったとき
- ・その他調査が必要と認められるとき（食中毒や感染症の発生、火災、虐待等の問題が生じたとき等）

3 調査の実施方法

(1) 基本的事項

ア 調査の実施体制

調査は、職員1名以上で行うものとする。

イ 調査の内容

調査は、第5の1に掲げる基本情報及び運営情報について確認を行うものとする。

ウ 調査の方法

調査は、原則として、事業者を訪問し、当該調査に関して事業者を代表する者との面接調査により行う。

ただし、面接調査以外の方法により適正な調査が実施できる場合は、その他の方法により行う。

(2) 具体的事項

ア 面接調査の方法

(ア) 調査の時点及び期間

調査の時点は、報告日現在とする。また、過去の実績等の調査対象期間は、報告された情報の作成日の前1年間とする。

(イ) 基本情報の調査方法に係る共通的事項

調査は、当該情報の内容が確認できる記録等の書類や事業所内外の目視等により確認するものとする。

(ウ) 運営情報の調査方法に係る共通的事項

a 調査は、運営情報において、実施していると報告のあった事項について、その具体的な方法の確認を行うものとする。

b 具体的な方法を確認するに当たっては、当該取組の実施の有無を確認するものとし、取組の実施内容に関する良し悪しの評価、改善指導等を行わないものとする。

c 具体的な方法を確認するに当たり、利用者ごとの記録等の事実確認を行う場合については、当該記録等の原本を1件確認することで足りるものとする。

d 具体的な方法を確認するに当たっては、紙、電子媒体等の形式は問わないものとする。

e 研修会等の実施記録の確認に当たっては、少なくとも、当該研修会等の題目、開催日、出席者及び実施内容の概要を確認するものとする。

f 各種研修については、事業者が自ら実施するもの又は外部の研修へ参加させるものの別を問わないものである。

イ 調査の終了

調査の終了時においては、調査結果について、事実誤認がないこと及び調査結果がそのまま公表されるものであることについて事業者の同意を得るものとする。当該同意をもって、調査が終了するものとする。

4 調査事務に関する留意点

本制度における調査は、事業者が自らの責任で報告する障害福祉サービス等情報について、市長が必要と認める場合に当該情報の事実確認を行うための仕組みであり、当該調査による事実確認により、事業者が実施する取組の良し悪しや、事業者自体を評価する仕組みではないことに留意すること。

第10 情報の公表

1 手続き

市長は、本要綱等に基づき、事業者が提供する指定障害福祉サービス等の種類・事業所ごとの基本情報及び運営情報を公表する。また、調査を実施した場合には、当該調査結果について公表する。

2 公表の方法等

市長が行う情報の公表方法は、次によるものとする。

(1) インターネットによる公表

市長は、管轄の事業者の障害福祉サービス等情報を公平に公表するとともに、極めて多くの事業者の情報の中から、利用者が必要な情報を抽出し、適切に比較検討することを支援するため、インター

ネットによる公表を行うものとする。

また、市長は、インターネットによる公表情報が適切に障害福祉サービス等の利用者等に伝わるよう、利用者の家族、市町村、相談支援事業者等に対し、本制度の活用について普及啓発に努めるものとする。

(2) その他の公表方法

市長は、利用者等からの要請に応じて、紙媒体による情報提供、閲覧等についても行うものとする。

(3) 事業者による公表

事業者は、公表情報について、障害福祉サービス事業所等の見やすい場所に掲示するなど、利用者等への情報提供に努めるものとする。

また、利用者等が希望する場合は、事業者は、利用者等のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書について、公表情報の添付に努めるものとする。

第11 苦情等の対応

1 総合的な窓口

公表情報に関する利用者等からの苦情等の窓口は以下のとおりとする。

名称 長野市保健福祉部障害福祉課指定給付担当

住所 〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

電話 026-224-8382

2 苦情等に対する基本的な対応

公表情報に関する利用者等からの苦情等については、事業者に対する照会等を行い、適切な説明が得られた場合は、利用者等に対し説明を行う。また、公表情報の訂正が必要な場合は、事業者から公表情報の訂正の報告を受け、速やかに公表するものとする。

事業者から適切な説明が得られなかった場合、市長は、障害者総合支援法第76条の3第4項及び児童福祉法第33条の18第4項の規定に基づく報告内容の是正命令等の対応について検討するものとする。

3 苦情等に関する対応経過の記録等

市長は、利用者等からの苦情等に関する対応の経過を記録するものとする。

附則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。